

## 随意契約及び比較見積を省略する理由書

工事名：一般府道 河内長野千早城跡線 新千早隧道照明更新工事（その3）

### 1. 随意契約理由

本件工事は、当初、新千早隧道照明更新工事を条件付一般競争入札として、令和元年9月3日に公告を行い、2回入札を行いましたが、最低制限価格から予定価格までの入札者がなく、引く続き、新千早隧道照明更新工事（その2）を、条件付一般競争入札として同年10月15日に再度公告するも最低制限価格から予定価格までの入札者が1者（最低制限価格を上回る応札）であったため、入札取止めとなった。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約を行うものである。

### 2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきであるが、当初の入札段階の第1回目入札で6者の入札があり、そのうち2者が最低制限価格を下回り、4者が予定価格上回る結果であった。

そのため、予定価格上回った4者を対象に第2回目の入札を行ったところ、2者から入札があったが、2者とも予定価格上回る結果であった。

そのことから、改めて再度公告を行ったが、入札者が1者のみとなった。

以上のことから、全3回の入札を行った、（有）福栄以外に履行可能な業者が無い事から、同規則の運用第62条関係第2項第13号（再度の入札又は公開見積合わせに付し落札者又は採用者が無いもの）の規定により、比較見積を省略する。